

写真撮影は捕獲従事者本人が行い電子メールで役場へ提出してください

メールアドレス
sangyo@e-hokuei.net

【C】書類確認の方法

1 確認方法

- 捕獲個体が補助対象であることを捕獲確認者が確実に確認できるよう、捕獲従事者が必要な資料等を準備するもの。**捕獲から1週間を目途に**
- 捕獲従事者は、~~少なくとも1か月に1回程度~~、証拠写真、証拠物である「尾」（「尾」が欠落している場合は「両耳」）及び許可証等を持参のうえ市町村役場（捕獲確認者）に提出する。
- ※ 処理加工施設に搬入された捕獲個体がジビエ利用に適さない場合であっても、焼却施設等で捕獲確認を受けた場合は、搬入確認（焼却処分の捕獲活動経費の単価（8,000円/頭）を適用）、捕獲現場又は可能な限り捕獲現場の近隣の道路等で書類確認の方法による捕獲個体の写真を撮影している場合は、書類確認として取り扱うことができる。

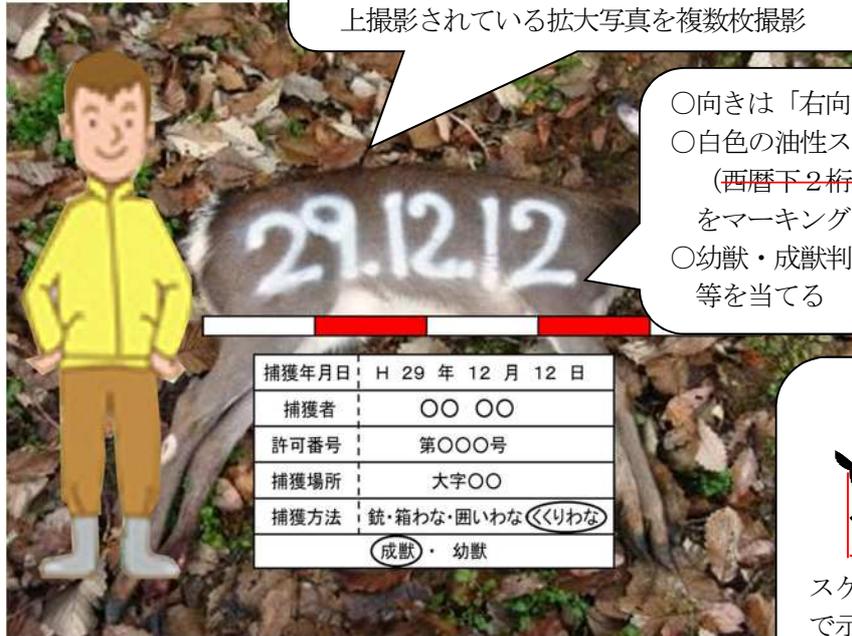
2 具体的方法等

項目	要件・確認方法等
捕獲確認者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員、鳥獣被害対策実施隊員、市町村長と雇用契約を締結した嘱託職員や非常勤職員、地域おこし協力隊員 ※1 市町村職員以外は市町村長が認めた者に限る ※2 捕獲確認者には一定の責任が発生することとなるため、実施隊員の任命手続きに準じる等業務の内容や責任の所在が明確となる方法で任命手続きを行うこと。
捕獲個体の確認準備	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲従事者は、次のとおり別紙1の③を参考にして捕獲個体の写真撮影を行う。 ※ 捕獲個体がジビエ利用できない場合も想定されるため、捕獲従事者が捕獲現場等での写真撮影行うこととしている。 ①足が下向きになり、頭部が右側になるよう捕獲個体を配置する。 ②「尾」の有・無を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「尾」が欠落している場合は、直近に人為的に切断されたものではないことを確認し、欠落していることが証明できる写真を撮影して「両耳」の有無を確認する。 ③右横腹に「捕獲年月日」（西暦+2桁又は和暦+月日）を白色の油性スプレー等でマーキングを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 幼獣で「捕獲年月日」が書けない場合は、右横腹に縦線か×印を白色の油性スプレー等でマーキングを行う。 ④-1 シカ <ul style="list-style-type: none"> 捕獲個体にスケール等を当て、別紙2を基準に幼獣・成獣の判別を行う。 ※ 身体の大きさ（前肢の付け根の肩部分から臀部までの長さ） <ul style="list-style-type: none"> 成獣：70cm以上 幼獣：70cm未満 ④-2 イノシシ <ul style="list-style-type: none"> 別紙2を基準に幼獣・成獣の判別を行う。 ※ 幼獣：体に縞模様がある個体 ⑤ボード等を用いて捕獲年月日、捕獲従事者、捕獲許可番号、捕獲場所（大字までの住所）、捕獲方法、幼獣・成獣の判別を明記する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 捕獲従事者本人が写真に写れない場合は、ボード等に従事者名を自署すること。 ⑥捕獲従事者本人、捕獲個体、捕獲年月日、幼獣・成獣の判別が1枚で明確に確認できる（第三者でも確認できること。）よう写真撮影を行う。【写真③】 <ul style="list-style-type: none"> ※1 別紙1の写真③を参考に写真撮影を行うこと。 ※2 1枚で撮影できない場合は、捕獲個体が1/2以上撮影されている拡大写真を複数枚撮影する。 ⑦捕獲個体の「尾」を根元から切断する。イノシシ、シカのみ <ul style="list-style-type: none"> ※ 「尾」が欠落している場合は、「両耳」を切断する。

	⑧証拠写真と証拠物である切断した「尾」（「尾」が欠落している場合は、「両耳」）を市町村役場（捕獲確認者）に提出する。
捕獲従事者の確認	・捕獲確認者は、捕獲従事者から有害捕獲の許可証等の提示を求め、許可証等の「鳥獣等の種類及び数量」・「目的」欄によりシカの有害捕獲の許可又は従事者であることを確認する。持参していない場合は、市町村の台帳等で従事者であることを確認する。
捕獲方法の確認	・捕獲確認者は、捕獲従事者から有害捕獲許可を受けた捕獲用具（捕獲檻・くくりわな・銃の別）による捕獲であるか、許可証等の「方法」欄で確認する。
捕獲場所の確認	・捕獲確認者は、許可証等の「区域」欄に示されている範囲で捕獲されているかを確認のうち、捕獲場所（大字までの住所）を特定する。
捕獲個体の確認	・証拠写真及び証拠物により捕獲物が補助対象であることを確認する。 ・別紙2を基準に幼獣・成獣の判別を行う。
確認書の作成	・捕獲確認者は、事務所において確認書（別紙3）を作成する。捕獲場所欄には、大字までの住所を記入する。
証拠物の処分	・市町村は、捕獲従事者から提出のあった「尾」（「尾」が欠落している場合は「両耳」）を、流用されないよう適正に処分する。
支払確認に必要な書類	・確認書【捕獲確認者が作成】 ・証拠写真【写真③は捕獲従事者が作成、証拠物の「尾」（「尾」が欠落している場合は「両耳」）の写真は捕獲確認者が作成】
支払確認の方法	・支払確認は、市町村役場の職員が複数名（2名以上）で同時に行う。 ・やむを得ず1名での支払確認となった場合は、決裁等の段階において複数名による確認を必ず行うこと。

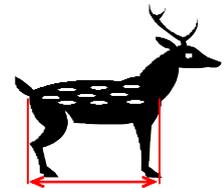
書類確認

写真③



- 捕獲従事者、捕獲個体、捕獲年月日、幼獣・成獣の判別が1枚で明確に確認できるよう撮影
- 1枚で明確に確認できない場合は、捕獲個体が1/2以上撮影されている拡大写真を複数枚撮影

- 向きは「右向き」に統一
- 白色の油性スプレー等で年月日(西暦下2桁又は和暦+月日)をマーキング例：R6.3.8
- 幼獣・成獣判別のためスケール等を当てる



スケールは、別紙2で示す測定範囲が明確に測定できるよう当てること

- ※1 書類確認の場合は、写真・確認書とともに尾を提出する。
- ※2 写真は原則捕獲現場で撮影すること。ただし、現場での写真撮影が困難な場合は、可能な限り捕獲現場の近隣の道路等に搬送し撮影してもよい。
- ※3 イノシシの場合はスケール不要。

本人が写真を撮影する場合の取り扱い

撮影の要領は上記写真③参照

写真④



捕獲従事者本人が写真を撮影する場合は、捕獲従事者名を自署する

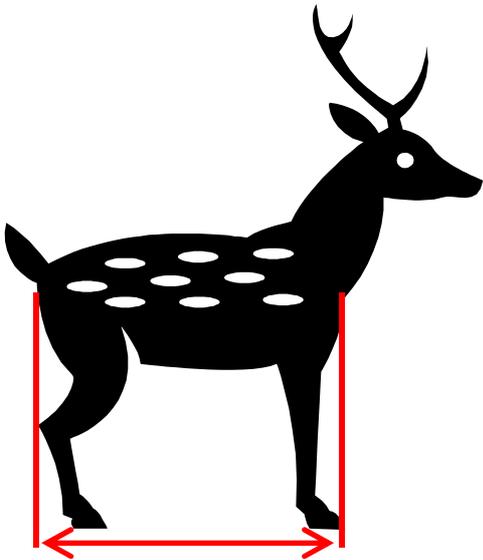
- ※ イノシシの場合はスケール不要。

別紙2

【幼獣・成獣の判別方法】

幼獣と成獣で単価が分けられています。そのため、次に示す方法により、幼獣と成獣を判別してください。

1 シカの場合

基 準	身体の大きさ（前肢の付け根の肩部分から臀部までの長さ） 成獣：70cm以上 幼獣：70cm未満
参 考	 <p data-bbox="667 1328 778 1357">計測範囲</p> <p data-bbox="539 1379 922 1413">図 体の大きさの測定範囲</p>

2 イノシシの場合

基 準	成獣：下記の幼獣以外 幼獣：体に縞模様がある個体
-----	-----------------------------